

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童生徒（以下「生徒」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では全ての教職員がいじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であると認識するとともに、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という意識とそのことを実践できる資質を養い、「いじめを絶対に見逃さない学校づくり」を目指すものである。

そのために、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから学校、家庭や地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1) いじめの定義

「いじめ」は生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

※「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けている子どもが心身の苦痛を感じたかどうかということを基準に判断される。

(2) いじめの認識

○ いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

○ いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめの加害生徒と被害生徒は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒を発見、予見して対応しようとするのではなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

○ 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。

○ 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭、地域や関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織〈いじめ防止対策推進法第22条〉

学校におけるいじめの防止、早期発見、早期対応及び再発防止にかかる、いじめ問題への取組を実効的、組織的に行うために管理職をはじめ複数の教員からなる組織（いじめ防止対策委員会）を別に定める。【別紙1】

(2) いじめ防止にかかる年間計画

いじめの未然防止、早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては生徒への指導、職員研修、保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙2】

3 いじめの問題への取組

組織対応、いじめの防止等の取組を別に定める。【別紙1】【別紙2】

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり早期発見、早期対応の取組や加害者、被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で、また、大人がいじめと判断しにくい形で起こる可能性が高いことから、些細な兆候も見逃さず早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見、通報があった場合は特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、いじめ防止対策委員会により早急に確認を行うとともに、県教育委員会への報告を行う。万が一、重大な事態に陥った場合は県教育委員会や警察等の機関と連携し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

いじめの防止のためにも本方針をはじめ、積極的に情報を発信するとともに、家庭や地域等からの意見に耳を傾け、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する。また、本方針の効果的な機能について点検し、必要に応じて見直しを行う。